

令和3年9月10日

岐阜県行政書士会
会長 森 伸二 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

緊急事態措置延長に伴う各種取組みの徹底について

平素から本県の感染防止対策の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
9月9日、本県に適用されている緊急事態措置が9月30日まで延長されたことを受け、岐阜県新型コロナウイルス感染症第31回対策協議会・第43回対策本部本部員会議において、別添「第5波『緊急事態措置延長』を受けて～『生命を守る』体制の強化～」を決定いたしました。

については、政府が示す新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、別添のとおり、県民・事業者の皆様に対する、不要不急の外出の自粛や店舗の休業・時短営業などの各種取組みの要請を延長いたします。

貴会におかれましては、所属会員の皆様等への周知及び適切な措置の実施について、ご協力賜りますようお願ひいたします。

※ 詳細につきましては、岐阜県公式ホームページにて案内します。

【県公式HP】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/>

<添付資料>

- ・第5波『緊急事態措置延長』を受けて～『生命を守る』体制の強化～
- ・緊急事態措置区域の指定を受けて

第5波「緊急事態措置延長」を受けて ～「生命を守る」体制の強化～

令和3年9月9日決定
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部
実施期間：令和3年9月13日から9月30日まで

1 検査・医療提供体制の強化・拡充

(1) 自宅療養の早期解消

- ・ 9月中下旬を目途に自宅療養を解消
※最大932人(8/28)に上った自宅療養者数は、現在、120人(9/8)まで減少

(2) 宿泊療養施設の増強

- ・ 施設の大幅増加 1,131床→1,566床 (+435) 参考資料1
- ・ 医療提供機能の強化
 - 地域医師会と連携した医師の配置、往診体制の確保
 - 酸素ステーション機能の付与
 - 抗体カクテル療法を実施する体制整備

(3) 入院体制の強化

- ・ 今後の重症患者の増加に対応するため、医療・行政連携本部の創設など、重症度に応じた入院先の調整システムを構築
- ・ 病床の増床 783床→817床 (+34) 参考資料1

(4) 臨時医療施設の確保

- ・ 患者を一時的に収容し、酸素投与及び抗体カクテル療法を行うことのできる臨時医療施設を9月中に整備

(5) 予防的検査の拡充

- ・ 検査対象に、新たに大学生及び学習塾の先生・生徒を追加
- ・ 外国人県民のクラスター多発地域の工場や学校に特化して、その積極的な受検を呼びかけ
- ・ 入所施設、通所・訪問系事業所、居宅介護支援事業所における検査を徹底

2 ワクチン接種の推進

(1) オール岐阜体制での一般接種の計画的な推進

- ・ 「希望する全ての方に、10月から11月の早い段階に確実に接種いただく」ため、市町村、県、職域ごとの接種計画を再確認し、必要な見直しを行う。
- ・ その際、感染状況等を踏まえ、優先接種の方針についても改めて整理する。

① 市町村 —— 集団・個別接種の着実な実施

- ・ 重症化リスクが高いとされている妊婦、受験・就職を控える学生・生徒等への接種に遗漏なきよう特に配慮する。

② 県 —— 大規模接種会場における優先的接種

- ・ 30代以下の若者が新規感染者の6割を超える状況を踏まえ、以下の若者を優先対象とする。
 - 高校生：大学受験や就職を控える高校3年生
 - 大学生：クラスター発生防止の観点から、運動部員等

③ 職域接種の推進

- ・ 接種開始済 49件 (81,768人分)
国承認済 9件 (11,860人分)
- ・ 職域接種を実施する企業、大学等に対して、VRS（ワクチン接種記録システム）の迅速な登録を徹底

(2) ワクチンの供給増の要請

- ・ 国からは、10月10日までに、12歳以上人口の8割が2回接種できる量のワクチンを供給する方針が示されている。
- ・ 本県全体の接種希望者は、対象者の87%から90%程度の見込みであり、国に対し、十分な追加供給を強く求める。

3 感染防止対策

(1) 緊急事態措置区域の決定を受けた対策(8/25 県対策本部決定)の徹底

参考資料2

- ・ 飲食店等に対する休業又は時短営業（酒類・カラオケ設備提供停止）の要請
- ・ 大規模施設に対する営業時間短縮、入場者の整理等の要請
- ・ 県・市町村有施設の原則休館または新規予約の停止
- ・ 県・市町村イベント等の原則中止・延期または無観客での開催 ほか

(2) 基本的な感染防止対策の徹底

- ・ ワクチン接種をしても発症予防効果は100%ではないことから、接種後の方も含めて、以下の対策を徹底
 - マスク着用（できれば不織布。隙間なくフィット）
 - 手指衛生（頻繁な手洗い、消毒）
 - 密回避（密閉・密集・密接のどれか一つでも回避）
 - 体調管理（体調不良時には全ての行動をストップ）

(3) 高等学校における対面授業の再開及び部活動

- ・ 3年生は、就職・進学が目前であることから、密を回避しつつ、感染防止対策を徹底して対面授業を再開
登校に不安のある生徒には、オンラインによる学習支援を継続
- ・ 1、2年生は、オンラインによる支援を継続しながら、感染状況を注視し、対面授業の再開を検討
- ・ 部活動については、原則休止。次につながる大会・コンクール等が2週間以内にある場合のみ、活動可

(4) 外国人県民への感染防止対策

- ・ 外国人技能実習生によるクラスターが多数発生している状況を踏まえ、実習生が多く集住する自治体において、優先接種を実施
- ・ 県の大規模接種会場（岐阜市）においても、市町村接種の補完として、外国人技能実習生への接種を実施
- ・ 外国人県民が多い地域の工場や学校に特化して、その積極的な受検を呼びかけ【再掲】

4 経済支援・生活支援・アフターコロナ対策等(第10次補正予算案)

参考資料3

(1) 経済支援・生活支援対策等

① 中小企業・観光業への支援

- ・ アフターコロナ対応商品の開発への支援
- ・ 商店街の需要喚起・活性化への支援
- ・ ヘルスケア製品販売への支援
- ・ 県内観光業の早期回復に向けた観光需要の喚起

② 農林畜水産業への支援

- ・ 県産米の需要喚起支援
- ・ 飛騨牛の消費拡大への支援
- ・ 海外輸出向けの飛騨牛の加工経費の支援
- ・ 養殖魚の需要喚起支援
- ・ 県産材の安定供給に向けた支援

③ 県民生活等への支援

- ・ 離職者を雇用する企業への奨励金制度の拡充
- ・ 外国人生活困窮者への相談体制の確保
- ・ 県立高等学校等における「生理の貧困」対策
- ・ 若者支援（就学、就職など）の検討

(2) コロナ後も見据えた取組みの推進

① デジタルトランスフォーメーションの推進

- ・ 中小企業等のスマートワークへの支援
- ・ 県有施設におけるデジタルコンテンツの作成
- ・ 県図書館におけるデジタル化の推進
- ・ スマート農林業の促進
- ・ 県営都市公園におけるデジタル化の推進
- ・ テレワークや業務効率化等のためのデジタル化の推進

② 地方分散や脱炭素社会への取組みの推進

- ・ ぎふへの地方回帰キャンペーンの展開
- ・ 過疎地域における人材の育成
- ・ サテライトオフィスのお試し体験への支援
- ・ 脱炭素化に向けた中小企業の取組みへの支援
- ・ 県有施設等における太陽光発電設備導入可能性調査

病床・宿泊療養施設の拡充

圏域	8月31日	9月1日～ 9月中旬
岐阜	800	940
西濃	140	140
中濃	0	103
東濃	135	327
飛騨	56	56
宿泊療養施設 計	1,131	1,566

病床	783	817
----	-----	-----

病床・宿泊療養施設	1,914床	2,383床
-----------	--------	--------

緊急事態指定(R3.8.27～)による 取組みの進捗状況

○人流の減少

- ・ JR岐阜駅周辺の人流は、平日で42.8%減少、休日で66.5%減少。
(9/8現在。基準日は本県で初の感染者を確認した令和2年2月末。)
- ・ 夜間の柳ヶ瀬通りの人流は、7/1の基準日に比べて49%減少(9/8現在)。

○公有施設の休館状況

- ・ 県有施設の80.8%が休館又は新規予約停止。
- ・ 市町村有施設の79.1%が休館又は新規予約停止。

○公的イベントの開催状況

- ・ 県主催イベントの73.5%が中止又は延期。
- ・ その他、大規模イベントについて開催中止。
 - エンジン01 in 岐阜 (10/8～)
 - 関ケ原ナイト2021及び関ケ原2021武将イベント (10/21～)
 - ねんりんピック岐阜2021 (10/30～)
[なお、国際陶磁器フェスティバル美濃‘21は規模を縮小]
- ・ 市町村主催イベントの92.6%が中止又は延期。

○飲食店等の休業・時短の実施状況

- ・ 9月1日時点で99.1%の店舗が休業又は時短営業の要請に応諾。
- ・ 要請に応じない事業者に対しては、命令、過料の手続きを進める。

○主な大規模商業施設における時短の実施状況

- ・ 県内の百貨店や大型ショッピングモール(9施設)においては、生活必需品売り場を除き、20時までの時短営業を実施。
- ・ 映画館については、全館(7施設)21時までの時短(臨時休業含む)を実施。

令和3年度第10次補正予算（案）

コロナ関連予算 220億3,789万6千円

(単位 千円)

(主なもの)

1 ワクチン接種・医療提供体制確保と感染拡大防止策の充実

(1) ワクチン接種・医療提供体制の確保

○ワクチンの個別接種の促進	3,738,919
希望するすべての方への接種を加速させるため、一定回数以上の個別接種を実施する医療機関を支援	
○ワクチン接種医療従事者の確保	225,000
時間外・休日の集団接種会場や大規模接種会場に医療従事者を派遣した医療機関に対して、派遣費用を支援	
○職域接種の促進	70,200
中小企業が商工会議所等と共同で実施するなど、医療機関が出張して実施する職域接種にかかる経費を支援	
○受入病床・宿泊療養施設・後方支援病床の確保	13,464,453
受入病床や宿泊療養施設の拡充等の経費に加え、退院基準を満たした患者を受け入れる病院や患者受入負担の大きい病院への協力金を確保	
○行政検査・予防的検査経費の確保	390,509
新型コロナウイルス感染症の行政検査にかかる経費を確保するほか、県内の特別支援学校に勤務する教職員等への予防的検査を実施	

(2) 感染症拡大防止策の充実

○福祉施設等における感染拡大防止策の充実	246,417
高齢者施設や障がい者支援施設等における感染拡大防止にかかる支援等を実施	
○県内地方鉄道における感染症拡大防止策等の啓発	40,000
県内の地方鉄道事業者における感染症拡大防止の広報経費などを支援	

2 経済支援・生活支援策等

(1) 中小企業・観光業への支援

○アフターコロナ対応商品の開発への支援	124,000
中小企業が行うアフターコロナに対応する新商品開発等に資する設備導入を支援する補助金について、より多くの事業者が利用できるよう増額	
○商店街の需要喚起・活性化への支援	106,754
コロナ禍で減少した商店街の賑わい回復のため、クラウドファンディングを利用したプレミアム商品券事業を支援	
○ヘルスケア製品販売への支援	21,000
県内ヘルスケア事業者が自社製品をモニター価格で県内医療機関等に販売する際の差額を支援	
○県内観光業の早期回復に向けた観光需要の喚起	1,320,521
感染状況を見極めつつ、県民を対象とした割引キャンペーン等を実施し、観光需要の喚起や県内観光事業者の支援を展開	

(2) 農林畜水産業への支援

○県産米の需要喚起支援	49,800
コロナ禍で減少した県産米の需要拡大のため、家庭内消費におけるシェア拡大に向けて、增量販売を行う事業者支援や消費者向けキャンペーンを展開	
○飛騨牛の消費拡大への支援	25,000
コロナ禍の影響を受けている飛騨牛の需要喚起のため、県内の飛騨牛販売店において販売キャンペーンを展開	
○海外輸出向けの飛騨牛の加工経費の支援	15,000
コロナ禍で停滞した飛騨牛輸出のV字回復を図るため、海外輸出向けの飛騨牛加工経費を支援する補助金について、期間を延長して支援	
○養殖魚の需要喚起支援	17,100
養殖魚の価格下落を受けて、県内水産事業者に対し、新事業を展開するための設備整備費等を支援する補助金について、ニーズに合わせて増額	
○県産材の安定供給に向けた支援	115,000
コロナ禍に伴うウッドショックによる国産材の急速な需要拡大に対応するため、製品の乾燥仕上げ設備を整備する事業者を支援	

(3) 県民生活等への支援

- | | |
|---|--------|
| ○離職者を雇用する企業への奨励金制度の拡充 | 13,000 |
| コロナ禍の影響で就労の場や機会を失った求職者を正社員として雇用する事業主に対する奨励金について、制度を拡充して実施 | |
| ○外国人生活困窮者への相談体制の確保 | 3,112 |
| コロナ禍の影響により増加している外国人生活困窮者からの相談に対応するため、市が配置する通訳相談員にかかる経費を支援 | |
| ○県立高等学校等における「生理の貧困」対策 | 4,223 |
| コロナ禍における経済的な理由で、生理用品を購入することが難しい生徒向けに、学校内のトイレ等に生理用品を設置 | |

3 コロナ後も見据えた取組みの推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

- | | |
|--|---------|
| ○中小企業等のスマートワークへの支援 | 668,246 |
| 県内中小企業等が生産性向上を図るためのスマートワークへの取組みを支援する補助金について、より多くの事業者が利用できるよう増額 | |
| ○県有施設におけるデジタルコンテンツの作成 | 39,145 |
| 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館のほか、県博物館などの文化施設において、入館者の増加のための展示品などのデジタルコンテンツを作成 | |
| ○県図書館におけるデジタル化の推進 | 24,479 |
| スマートフォンで利用可能な自動貸出機に改修するほか、貸出施設にWi-Fi設備を整備するとともに、非対面利用が可能な電子書籍を追加購入 | |
| ○スマート農林業の促進 | 17,355 |
| スマート農業の普及のため、農業者への貸出し用実証機を購入するほか、森林整備箇所の測量や路網設計の効率化を図るスマート林業機器を購入 | |
| ○県営都市公園におけるデジタル化の推進 | 27,800 |
| 新・岐阜県都市公園活性化基本戦略に基づき、公園内のフリーWi-Fi環境を拡充するなどデジタル化を推進 | |
| ○テレワークや業務効率化等のためのデジタル化の推進 | 101,224 |
| 職員等のテレワークの更なる拡大や、各種業務における効率化を図るためのデジタル機器を導入 | |

(2) 地方分散や脱炭素社会への取組みの推進

- | | |
|---|--------|
| ○ぎふへの地方回帰キャンペーンの展開 | 56,960 |
| 地方回帰志向の醸成を図り、移住候補地としての本県をPRするキャンペーングを展開 | |
| ○過疎地域における人材の育成 | 6,109 |
| 過疎地域だけでは育成が難しい、地域における様々な課題に関わる中核人材や、ICTに長けた人材を県が育成 | |
| ○サテライトオフィスのお試し体験への支援 | 3,200 |
| 県外企業がサテライトオフィスを県内でお試し体験するための賃料などの経費を支援 | |
| ○脱炭素化に向けた中小企業の取組みへの支援 | 42,855 |
| 県内中小企業の脱炭素化に向けた普及啓発セミナー等の開催に加え、企業内研修等を支援するほか、貸出用の燃料電池自動車を県が購入 | |
| ○県有施設等における太陽光発電設備導入可能性調査 | 16,302 |
| 国の方針に対応するため、県有施設及び遊休地における太陽光発電設備の導入可能性調査を実施 | |

○ R3年度新型コロナウイルス感染症対策予算措置状況

R3年度当初予算 (R3.2.25提出)	332 億円
1次 R3年度4月専決 (R3.4.26専決)	49 億円
2次 R3年度5月専決 (R3.5.9専決)	73 億円
3次 R3年度5月専決 (R3.5.16専決)	40 億円
4次 R3年度5月専決 (R3.5.31専決)	98 億円
5次 R3年度6月専決 (R3.6.18専決)	27 億円
6次 R3年度6月補正予算 (R3.6.22提出)	168 億円
7次 R3年度8月専決 (R3.8.17専決)	39 億円
8次 R3年度8月専決 (R3.8.20専決)	69 億円
9次 R3年度8月専決 (R3.8.27専決)	32 億円
10次 R3年度9月補正予算 (R3.9.16提出予定)	220 億円
合 計	1,150 億円

緊急事態措置区域の指定を受けて

令和3年8月25日決定
令和3年9月 9日改訂

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部
実施期間：令和3年8月27日から9月12日まで
期間延長：令和3年9月13日から9月30日まで

(文中の下線部分は、緊急事態措置の延長に伴う変更点になります。)

1 県民の皆様へ

- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請します。【法第45条第1項】
- ・ 特に、混雑した場所等への外出を半減するようお願いします。
- ・ 20時以降の不要不急の外出は避けてください。
- ・ 外出する必要がある場合、同居家族以外と一緒に行動は控え、混雑している場所、時間を避けて行動してください。
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や要請に応じていない飲食店等の利用を控えてください。
- ・ 不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は、極力控えてください。
- ・ 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請します。【法第45条第1項】

2 事業者の皆様へ

- ・ 業種別ガイドラインの遵守を要請します。【法第24条第9項】
- ・ 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを進めてください。
- ・ 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制してください。
- ・ 人数管理、人数制限、誘導等の「入場者の整理等」「入場者に対するマスクの着用の周知」、「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、特措法施行令第12条に規定される各措置を要請します。【法第45条第2項等】

- ・ イルミネーション等、屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯等の協力をお願いします。

＜飲食店等に対する休業等の要請＞

- ・ 飲食店等に対し、休業又は営業時間の短縮等を要請します。【法第 45 条第 2 項】

対象業種	<p>飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等 ※宅配、テイクアウトサービスを除く。結婚式場は飲食店と同様の扱い。 遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。 飲食業の許可を受けていないカラオケ店舗</p>
対象エリア	県内全域
対象期間	8月27日（金）から9月12日（日）まで
期間延長	<u>9月13日（月）から9月30日（木）まで</u>
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対し休業要請 ※飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の持ち込みを認めている飲食店を含む ・上記以外の飲食店に対し、5時から20時までの時短要請 ※酒類及びカラオケ設備の提供を行わないこととする飲食店等を含む
協力金	<ul style="list-style-type: none"> ・全期間要請に応じた場合のみ協力金を支給。 中小企業：4万円～10万円（1店舗1日あたり） 大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4（1店舗1日あたり） ※上限20万円。中小企業も選択可。 ・飲食業の許可を受けていないカラオケ店：1日2万円。
過料	最大30万円

※ 結婚式場は、できるだけ短時間（例えば1.5時間以内）、なるべく少人数（参加人数50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方）で開催してください。

＜大規模施設に対する営業時間短縮等の要請＞

- ・ 県内全域の大規模な集客施設(生活必需物資・サービスの提供施設を除く)に対し、営業時間の短縮等を要請します。【法第24条第9項】

大規模施設の種類	施設例	要請等内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	・ 1,000 m ² を超える施設について、20時までの営業時間短縮(映画館は21時まで) (イベントの場合は21時まで) 【法第24条第9項】
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	※1,000 m ² 以下の施設については上記時短の働きかけ
ホテル等 (集会の用に供する部分に限る)	ホテル、旅館	・ 人数上限 5,000 人かつ収容率50%以内(イベントの場合) 【法第24条第9項】
運動施設及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニス場、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、テーマパーク、遊園地 等	・ 施設内外に混雑が生じることがないよう入場整理の徹底 ・ 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて周知 ・ 酒類(利用者による持ち込みを含む)及びカラオケ設備の提供を行わないことの働きかけ
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	・ 業種別ガイドラインの遵守徹底 【法第24条第9項】
遊技場	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 等	
物品販売業を営む店舗 (生活必需物資を除く)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
サービス業を営む店舗 (生活必需サービスを除く)	スーパー・銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	

※ 要請に応じて営業時間の短縮を実施した大規模施設の運営事業者及び当該大規模施設内のテナント事業者等に対して協力金を支給します。

- ・ 大規模商業施設の管理者等に対し「入場者の整理等」を要請します。
【法第45条第2項】
- ・ 百貨店の地下の食品売り場等について、施設管理者等に対し「入場者の整理等」を要請します。【法第24条第9項】

※ 入場者の整理等とは、「入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置」と「施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置」の双方を含むものです。

- ・ 「ぎふコロナガード」(感染対策を監視し、健康状態を確認する責任者)を指定し役割を明確化するとともに、感染予防策の全従業員への教育と現場点検、従業員の休憩スペースでの飲食等の感染対策の徹底をお願いします。

3 公有施設の休館等

- ・ 人流抑制のため、県内全域において、県有施設の原則休館または新規予約の停止を実施。既に予約されている分については、中止等を要請することとし、利用される場合に当たっては、感染防止対策を徹底するよう要請。
市町村に対しても、地域の実情に応じ、同様の取組みを要請。

4 イベント等の取扱い

- ・ 県、指定管理者主催の緊急事態措置期間中のイベント及び講座については、原則中止・延期または無観客で開催。
市町村に対しても、同様の取組みを要請。
- ・ 民間のイベント等の催事について、主催者の方に対し以下の「収容率」「人数上限」のいずれか小さい方を限度とし、開催いただくよう要請します。
【法第24条第9項】
 - 収容率：50%以内
 - 人数上限：5,000人
 - 開催時間：21時まで